

岡山県備前保健所地域保健功労者表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、多年にわたり、地域保健事業の発展のために献身的な活動を続け、その功績が特に顕著なものを表彰することによって、その功労に報いるとともに、その事業に関わるものの模範たらしめ、もって地域保健事業の推進を図ることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 表彰は、岡山県備前保健所長表彰状又は岡山県備前保健所長感謝状の授与によって、これを行う。

(表彰の対象及び基準)

第3条

(1) 表彰の対象は、本県の地域保健事業に多年にわたって従事し、その功績が顕著である個人若しくは団体、又は研究、発明、発見等、地域保健の向上に寄与した個人若しくは団体を対象とする。

なお、候補者又は候補団体は、原則として岡山県備前保健所管内市町（玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町の4市2町。以下「管内市町」という。）にその勤務先、活動地区又は所在地があるもので、市町や関係団体等により推薦されたものとする。

(2) 表彰の基準は、別紙「岡山県備前保健所長表彰基準」に定めるところによる。

(被表彰者の決定)

第4条 岡山県備前保健所長（以下「所長」という。）は、管内市町及び関係機関の推薦に基づき、健康福祉部長、課長の意見を徴し、審査のうえ被表彰者を決定する。

(推薦様式等)

第5条

(1) 推薦様式は、候補者又は候補団体ごとに、別紙様式1から別紙様式3までの推薦調書とする。

(2) 管内市町及び関係機関は、推薦調書各1部を所長に提出する。

(そ の 他)

第6条 表彰を受ける者が表彰前に死亡したときは、その表彰状及び感謝状は、これをその遺族に授与する。

第7条 この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、所長が別にこれを定める。また、「保健医療部保健医療功労者表彰要綱」を準用する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 岡山県岡山保健所管内地域保健功労者表彰規程（平成18年12月1日）は、平成21年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成27年4月1日変更）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日変更）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。